

監査公表第1号

令和4年2月22日

周南市監査委員 久行 竜二
周南市監査委員 岩田 淳司

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和4年2月4日に議長及び市長に提出し、2月22日に議会報告されています。）

1 監査の対象

都市整備部

都市政策課、公共交通対策課、建築指導課、公園花とみどり課、
市街地整備課

2 監査の範囲

令和3年4月から9月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和3年11月19日（金）から令和4年2月4日（金）まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、地方自治法第199条の2の規定に該当するものについては除外対象とした。

5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 共通的事項

ア 各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式が使用されているか。また、帳簿等の整備記帳、各種証拠書類の整理保存等は、適正に行われている

か。

イ 能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

ウ 内部統制が有効に機能しているか。

(2) 収入事務

ア 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。

イ 調定漏れはないか。

ウ 納入通知書は必要事項をすべて記載して発行されているか。

エ 納入通知書の発行が遅延しているものはないか。

オ 督促、催告及び時効の完成猶予又は更新の手続は適時、かつ適正に行われているか。

(3) 支出事務

ア 支出負担行為は法令等に違反しないか。

(4) 契約事務

ア 設計書及び仕様書は適正に作成されているか。

イ 市場価格、前例価格など他の事例と比較検討し、的確な予定価格を算定しているか。

ウ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

エ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。また、公表を要する公共工事の場合、契約の内容を公表しているか。

(5) 財産管理事務

ア 財産の貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか。

イ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。

ウ 物品の出納受払いは適正に行われ、出納簿等帳簿類は整備されているか。

エ 物品の現在高は帳簿残高と一致しているか。また、帳簿外物品はないか。

6 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

都市政策課

(1) 財産管理事務

ア 切手受払簿に記載のない切手があった。

公共交通対策課

(1) 共通的事項

ア 公の施設であるコミュニティバスについて、転貸借されているものがあった。

(2) 支出事務

ア 周南市離島航路補助金交付要綱について、長期にわたり改正されていない条項があった。

(3) 契約事務

ア 委託料の精算について、契約金額の変更に伴う契約が締結されていないものがあった。

公園花とみどり課

(1) 共通的事項

ア 前回の定期監査において改正するとしていた周南市都市公園条例について、改正されていないものがあった。

(2) 収入事務

ア 都市公園使用料について、算定を誤っているものがあった。

イ 行政財産目的外使用料について、算定を誤っているものがあった。

(3) 契約事務

ア 業務委託について、設計金額の算定方法に不備があるものがあった。

(4) 財産管理事務

ア 行政財産について、地方自治法の適用がない事由にもかかわらず貸付契約を締結しているものがあった。

市街地整備課

(1) 共通的事項

ア 業務委託に係る書類の受理について、決裁がされていないものがあった。